

役員報酬規程の一部改正について

○法規定

地方独立行政法人長野県立病院機構が役員報酬などの支給基準を変更したときは、知事に届け出ることと法律に規定されています。(地方独立行政法人法第 56 条)

そして届出があったとき、知事は評価委員会に通知をし、評価委員会が知事に意見を申し出ることができるかとされていますので、ご審議をお願いするものでございます。(地方独立行政法人法第 49 条、56 条)

○改正の趣旨

長野県人事委員会の勧告により、長野県職員の期末・勤勉手当の年間の支給月数が引き下げられたことを踏まえ、理事長・副理事長、常勤役員の賞与の支給月数を引き下げたもの。

施行日は、令和 3 年 12 月 1 日。

<長野県立病院機構 役員報酬の改定内容>

年間支給月数を 0.05 月分引き下げ 年 3.30 月分 → 年 3.25 月分
(期末手当：0.025 月減、勤勉手当：0.025 月減)

○参考

<長野県人事委員会の勧告内容>

年間支給月数を 0.10 月分引き下げ 年 4.40 月分 → 年 4.30 月分
(期末手当：0.15 月減、勤勉手当：0.5 月増)

<長野県立病院機構 一般職員報酬の改定内容>

年間支給月数を 0.10 月分引き下げ 年 4.40 月分 → 年 4.30 月分
(期末手当：0.15 月減、勤勉手当：0.5 月増)

御意見がある場合は「意見様式 2」にご記入をお願いいたします。